

個人所得税 | 過払い分の相殺

2025年6月

■ 文書

税務局17区域は、2025年5月8日付で、個人所得税に関するオフィシャルレター 783/CCTKV17-QLDN1を発行しました。

■ ポイント

通達CIRCULAR 第80/2021/TT-BTC号 第25条第1項及び第2項に基づき、企業が確定申告手続き中に個人所得税を過払いした場合、取引が同一の経済内容（項目）を含み、かつ同一課税対象地域内にある限り、その超過額を翌年度の納税額と相殺することができます。

2024年度の個人所得税確定申告において、企業が個人に代わって過払いした場合、その超過額を翌年度の納税額から相殺することができます。超過額がある場合、納税証明書がないため、企業は代理納付済個人所得税明細を提出する必要はありません。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>
vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。